

# 漁業経営セーフティーネット対策緊急支援事業費補助金交付事業実施要領

令和 8 年 3 月 1 0 日

農政水産部水産局水産政策課

## 第 1 趣旨

この要領は、漁業経営セーフティーネット対策緊急支援事業費補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 1 0 日定め。以下「交付要綱」という。）に定める補助金の取扱いに関し、漁業経営セーフティーネット対策緊急支援事業に係る必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 補助事業者

この事業の補助事業者は、県内のセーフティーネット加入者が所属し、県内に事務所を有する団体及び団体が県外に事務所を有する場合は、県内のセーフティーネット加入者とする。

## 第 3 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末日までとする。

## 第 4 補助対象額

### （1）燃油価格高騰対策緊急支援事業及び養殖用配合飼料価格高騰対策緊急支援事業

事業実施主体が団体となる場合は、所属するセーフティーネット加入者の積立申込額の 3 分の 1（千円未満は切り捨て）を合計した額とする。また、事業実施主体がセーフティーネット加入者となる場合は、積立申込額の 3 分の 1（千円未満は切り捨て）とする。ただし、養殖用配合飼料価格高騰対策緊急支援事業については、セーフティーネット加入者あたりの補助上限額を 10,000 千円とする。

### （2）事務のとりまとめ等に要する経費

県は、事業実施に伴う事務経費として 1 件あたり 1,000 円を事業実施主体に補助することとする。

## 第 5 雑則

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 1 0 日から施行する。